

鹿屋市ふるさと会活動支援交付金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市ふるさと会活動支援交付金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び食糧費」を「、食糧費、広告料及び委託料」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 他の鹿屋市ふるさと会又は県人会に来賓として参加するときの1人分の負担金

第7条を削る。

第8条中「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別記第3号様式を削る。

別記第4号様式中「第8条」を「第7条」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「第9条」を「第8条」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行し、改正後の鹿屋市ふるさと会活動支援交付金交付要綱の規定は、令和3年度分の交付金から適用する。